

らこの湯川研究室ということも聞いておられますけれども、これは一般に欠員の半数が整理になったという行政整理の結果、当時欠員がありましたところから、湯川研究室だけが整理になつておるといふわけではないと思つてあります。

○若林委員 この国立学校設置法が実施されて、今年度の入学状態がいよいよ希望者と入学を許可せられるものとの振合い、なお新制高等学校から大学に來た者と旧制の高等学校から新制大学へ入つた人との率を、一応承つておきたいと思つたのですが、今日その資料がないと思つたので、後日でつこうです。それをひとつお願いいたします。

それから漏れ聞くところによりますと、旧制高等学校の人たちと新制高等学校の者たちが、フリーの立場で入学試験を受けた場合に、旧制高等学校から受験をする者がほとんど入つてしまふというところがある、一応ここに新制高等学校から來る方の者と、旧制高等学校から來る受験者との人員を初めから按分してつた。そのために実力がありながら、旧制高等学校を出てから受験をした者がねられておるといふことを聞いておるのでありますが、そういうことは文部省として御承知であるかどうか、ひとつ承りたいのであります。

○鈴木政府委員 ただいまの入学受験者及び入学者の率の問題については、正確な数字を後ほど資料としてお手元に差上げますが、ただいま概略のことだけを一応申し上げます。

新制大学の入学につきましては、た

とえば国立と私立学校の少数でございますけれども、それには大体進学適性検査を全国一斉に実施いたしましたので、大体の受験者の総数はそれによつてわかるのでありますが、その進学適性検査をやりましたときには、約十二万受験生があつたわけでございます。ところが国立の新制大学の方は入学試験が大分遅れまして、大体本年の五、六月のころになつたので、その当時に實際受験いたしました者は約七、八万程度でございます。實際は国立につきましては、第一期と第二期の試験をやつたのでございますから、ダブつて受験をしたものもありませんので、実数は明確にわかりませんが、大体五万もしくは六万程度だと考えます。それで十二万の入学志願者があつたのに、實際受験者が減少いたしました理由は、初め国立学校の方はつと遅れまして、大部分のものは、他の公私立学校が開校になりましたので、その方に入つたということであると思つております。

それから入学率の問題でございますが、これは非常にきつとところ、非常に重要なところであるわけでありまして、大体といたしましては、約五万くらいが入学者でございますから、入学率としてはさうきつくないだらう。ただその中で、特に志願者が少く入学者の少かつたのは、いわゆる師範学校から転換いたしました学芸学部もしくは教育学部、これは定員に対して約五十六パーセントの入学率でございます。これを志望して落ちた者は非常にわずかでございまして、大体さういふ状況になつております。

それから旧制の高等学校から四年制の新制大学に入りましたのは、全般的に

にさう大きな数ではないのでございまして、ある特別の数の大学の一年生までの既得権を捨てて新制大学の一年生からでも入ろうというものがあつたと思つてあります。しかし、これは實際申し上げますと、正式のコースではないのでございまして、ただ入学資格はありますけれども、大体この旧制の高等学校は旧制のものに入つて行くのが筋でございまして、ただ、それから非常に逼迫されたというふうなことは、今まで私どもよく聞いておらぬのでありますけれども、この事實は取調べてみたいと思つております。

○若林委員 短期大学を要望する声が、相当にあると思つております。また短期大学についての法案に修正いたしますときには、私たちは一つでもたくさん短期大学ができることを望んだ氣持をもつてやつたのであります。が、現在短期大学の設立要望は、全国的に見てどういふような結果になつておりますか。

○鈴木政府委員 短期大学は去る十月十五日で、設置の希望学校の申請書の締切をやつたのでございまして、非常にたくさんな申請がございまして、現在百八十二校あつたと思つております。それをお願いしまし設置審議会にかけて審査中でございます。

○若林委員 次に世にいわゆる白線浪人をつくらぬようにという声があるわけでありまして、今度旧制大学がこのままで順調に行つて閉鎖されたときに、旧制の高等学校から大学に行き得ない人たちのくらくらに予想せられておるか。あるいはこれに對するとこ

○鈴木政府委員 白線浪人の問題は、実は私どもとしては非常に切実な問題でございまして、本年度におきまして卒業いたしました者が、旧制大学を受ける最後のチャンスになりました。それを落した場合には、いわゆる白線浪人として将来の望みを絶つというふうな関係になりますので、この問題は非常に切実な問題として、いろいろ考究をいたしておるのでございます。ただその原因は、戦時中に、主として理科系統でございまして、高等学校の学生定員を増加募集いたしました。それでそれが高等学校を卒業いたしますときには、新たに進学すべき大学の設備を拡大する予定で、実は増加しておつたのであります。それが終戦とともにその定員増ということができなくなつた。そこでその差が一方的に出て來ましたのと、それから終戦後いわゆる高等学校の生徒に対して優先入学ということをも認めなくなりまして、専門学校とまつたところの立場で入学試験を受けるという関係から、専門学校の卒業者がたくさん旧制大学に入つて行くという二つの面から、いわゆる白線浪人というものが出て參りました。ただいま八千人から九千名くらい出るのじやないかと思つていますが、これは今までの通り放置いたしましたので、来年旧制大学の入学試験をやることになりますれば、約一万名を少し越える程度の白線浪人が出て參ると思つております。そこでその対策につきましては、実は非常に困難な事情がございまして、今考へております対策といたしましては、まず第一に今まで旧制高等学校の出身者は旧制大学——主として七つの総合大学を希望するのであります。そこで

今までは七つの総合大学は全部同日に試験期日を定めて試験をしたのでございまして、今度はこれを少くとも二回以上にわけまして、そして幾つかの大学区分にわけて二回以上のチャンスと考へておられます。文科系統の方は、大体問題はないと思つていますが、理科系統につきましても、各大学にお願ひしまして、できるだけ收容人員を増加していただくことを、今各大学に折衝中でございます。これらの方法は、やりましてもおな部分でございまして、新制大学の二年生を相当数定員を増加いたしました。これに對する編入試験を行つてみないというふうに考へております。それで今のくらくらい救済できるかということ、各大学等の收容し得べき人員が確定いたしませんと、計算ができませんので、ただ現在のところでは、できるだけ白線浪人の救済をやらうという目的をもちまして、計画を進めておるような次第であります。

○若林委員 ちよつと順序がかわつたのですが、短期大学設立の條件というのは、前の国立大学設置のときのよ

うな基準に従うわけでありまして、基準はどういうことになりましたか。

○鈴木政府委員 短期大学と四年制の大学、いわゆる新制大学とは、その性格におきまして相当異なるものがあると考えておるのであります。これにつきましては、短期大学の基準を設定する委員会を設けて、その委員会が十分検討いたしました。短期大学の設置基準というものをつくつたのであります。それに基いて今申請書を出して

らいますし、またそれに基いて審査を

らいますし、またそれに基いて審査を

行つて行く、こういう運びになつてお
ります。

○松本(七)委員 私も、今若林委員の
指摘された白線浪人について、少し伺
つておきたいのであります。大体来年
になりますと、一万二千人からの白線
浪人ができるだろうと言われておりま
すが、ただいまの御答弁の中に、来年
度旧制の募集人員を増加せしめたいと
いうお話がありました、大体どの程
度現在より増加させる御見当ござい
ますか。

○松本政府委員 これは実は各大学の
設備と収容力との問題で、大学で研究
してもらわなければなりませんので、
まだ明確な数字は出ておりませんけ
れども、大体理科系統におきまして一
割ないし二割ぐらいの増員をお願いし
ようと思つております。ただ実験を伴
いますものにつきましては、文科系統
と違ひまして、定員の増加が非常に困
難でありますので、極力大学に依頼し
てお願いしておる次第でございます。

○松本(七)委員 それから入学試験期
日をかえるというようなことがござい
ましたが、これは各大学との話合いが
ついておるのですか、單なる立案中と
いう程度でしょうか。

○松本政府委員 これは大体、大学の
当事者と相談いたしまして、そうして
なお入学志願者の統計と申しますか、
分布の状況、それらを合理的に考えま
して、大体二つの部分に分けて試験を
やるということで、相談を進めて、大
体の案はできております。ただ最後の
には、各大学の承認はまだ得ておりま
せんので、その話合いをいたしまして
これを発表したいと思つております。

○松本(七)委員 各大学ごとにやるの
です。それを二つに分けるとか、三
班に分けるとか、一、二校を一緒にす
るといふのでなく、一校々々やるの
ですか。

○松本政府委員 試験そのものは、各
大学別々にやりますけれども、期日は
大体わけてやるということになりま
す。

○松本(七)委員 それから新制大学の
二年を増員するというようなお話があ
りました、これは二十五年に三学
年を設置するといふ、そこで待つとい
う意味ですか。

○松本政府委員 二十五年に第三学
年を置くことは、最初計画しましたけ
れども、これは学校の方からの非常な
反対もありますし、予算的措置もでき
ませんので、三学年を新設することは
現在では不可能であります。そこでや
むを得ませず、二年生を増員して行
く、そうしますと、旧制の高等学校の
卒業生といひましては、実は三年生
に入り得る資格はあるのですけれど
も、それが一年だけ損をするわけであ
りますが、これもやむを得ない現在の
状況だと思ひます。

○松本(七)委員 そうすると、昭和二
十六年度に三学年の募集人員をふやす
ことに当然なりますか。

○松本政府委員 二十五年に非常に
たくさんふやした学校は、二十六年
にもふやすことは困難な状況ができ
ると思ひますけれども、二十五年に大
してふやしていない学校は、二十六年
に第三学年をふやして収容すること
ができる、そういうことになります。

○松本(七)委員 これに対する一年間
の予算はどういうことになりますか。

○松本政府委員 学生の収容人員の増
加につきましては、大抵現在の予算的
措置は、生徒経費として計上されるわ
けであります、その増加分は実は計
上してないものであります。しかしこ
のことは実際から申しますと、予算上
にありません、生徒経費は、定員をもつて
組んでありますので、たとえばさきに
申しましたような教育学部とか、そう
いうところで相当な欠員がある学部が
ありますので、大体その予算的措置を
しないでも、ある程度の増員はでき
ると思ひます。

○松本(七)委員 もう二点だけま
とめて伺ひます。旧制にはむづかしいと思
ひますが、少くとも新制大学には、夜
間部ぐらい設けて、学生の吸収をはか
ることが必要だと思ひます、どう
が、そういう考えはないかどうかとい
うこと、それからいわゆる来年度の
旧制の第二次募集というようなことを
具体化される意向はないか、この二
点を伺ひたい。

○松本政府委員 夜間部の問題につ
きましては、ずいぶん研究をしてみたの
であります、夜間部で最も可能なのは、
むしろ文科系統でありまして、実
験実習を伴うもの、特に旧制の大学に
つきましては、晝間と夜間との区別な
く連続して実験実習を続けて行くとい
うような関係から、最も必要とする理
科系につきましては、夜間部の建設が
非常に困難であると考えますので、こ
の点は予算的措置もできませんでし
た、事実的にも非常に困難な状態であ
りまして、計画できませんでした。

○松本(七)委員 それから旧制大学の時期をずら
して、第二次募集をするかどうかとい
う問題でございますが、これも実は研究
はいたしておりますけれども、現在ま

でのところ、なか／＼実施は困難であ
らうと思ひます。

○岡(延)委員 ただいまこの法案によ
りまして、商船大学は商船大学として、
運輸省から文部省に移管されるのであ
りますが、この大学はその性質上、実
質的には非常に運輸省と関係が深い大
学であると思ひます。それゆえ
に、実は第五国会において六十九の大
学をつくつたその際、同時にやるべき
この大学が、今日まで延び／＼になつ
ておつたということは、その間の消息
を如実に物語るものであると、私はさ
ように信ずるのであります。幸いにこ
の法案によりまして、船員教育審議
会といふものができて、その審議会は
「運輸大臣の諮問に応じて船員教育に
関する重要事項を調査審議すること。」
かように相なつておるのであります
が、今後この大学ができた上は、
文部省と運輸省とは密接なる連絡をと
つて、いわゆるセクシヨナリズム、な
わ張り争いをするようなことがなく、
密接な協調を保ちつつ教育の実をあげ
ていただきたい、私はかように考える
ものであります。その意味におきまし
て、今後その間をうまく協調してやつ
て行くという、両省の間に何かの措
置が講ぜられることが望ましいと思ひ
思ひます、何か話合いがございまいし
うか、この点承つておきたいと思ひま
す。

○平島政府委員 ただいまの岡委員の
御質問は、まことにごもつともなこと
であります、文部省及び運輸省にお
きまして、そのことは痛切に考へて
おりまして、現在文部大臣と運輸大臣
との間に覚書を交換いたしまして、そ

ういうことを円滑に行くようにいたし
たいと思ひます。

○岡(延)委員 その覚書ができた
ならば、この委員会に提示していただ
きたいと思ひます。

○平島政府委員 さようにいたしま
す。

○原委員 ほかには御質疑はござい
せんか。――それでは本日はこの程度
で散会したいと思います、御異議あ
りませんか。

○原委員 異議なしと呼ぶ者あり

○原委員 それではこれをもちまし
て散会いたします。次回は追つて公報
をもつて御通知申し上げます。

午前十一時五十五分散会

昭和二十四年十一月二十四日印刷

昭和二十四年十一月二十五日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁